

静岡県立青年の家等の設置、管理及び使用料に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月26日

静岡県教育委員会教育長 木 苗 直 秀

静岡県教育委員会規則第9号

静岡県立青年の家等の設置、管理及び使用料に関する規則の一部を改正する規則

静岡県立青年の家等の設置、管理及び使用料に関する規則（平成18年静岡県教育委員会規則第18号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(使用料の減免) 第10条 (略) (1) (略) (2) 義務教育諸学校の教育計画に基づく学校 行事に参加する者 使用料の全額	(使用料の減免) 第10条 (略) (1) (略) (2) 義務教育諸学校の教育計画に基づく学校 行事に参加する者のうち、下記のいずれかに 該当する者 使用料の全額 ア <u>就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励 についての国の援助に関する法律（昭和31 年法律第40号）による就学奨励を受けてい る保護者の保護する者</u> イ <u>生活保護法（昭和25年法律第144号）によ る保護を受けている者</u> ウ <u>児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7 条第1項に規定する児童福祉施設に入所 し、又は通園している者</u> エ <u>身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害 者保健福祉手帳の交付を受けている者</u> オ <u>児童及び生徒を引率する者</u>
(3) (略) 2 (略)	(3) (略) 2 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

様式第2号を次のように改める。

様式第2号（第10条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

使用料減免承認申請書

年 月 日

静岡県教育委員会 様

申請者 住所 法人その他の団体にあつては、その主たる事務所の所在地

氏名 法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名

次のとおり静岡県立

焼津青少年の家

の使用料の減免を受けたいので、

観音山少年自然の家

申請します。

事業の名称		
減免の理由 (該当項目に○)	(1) 県又は県教育委員会が主催し、又は共催する事業に参加するため (2) 義務教育諸学校の教育計画に基づく学校行事に参加する者のうち、下記のいずれかに該当するため ア 就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律による就学奨励を受けている保護者の保護する者 イ 生活保護法による保護を受けている者 ウ 児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設に入所し、又は通園している者 エ 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者 オ 児童及び生徒を引率する者 (3) その他教育委員会が特別の理由があると認めるため	
使用日時	年 月 日() から 年 月 日()まで	
減免申請額	円	
内訳	宿泊分	日帰り分
勤労青少年	円× 人× 泊= 円	円× 人× 日= 円
	円× 人× 泊= 円	円× 人× 日= 円
学生・生徒(高校)	円× 人× 泊= 円	円× 人× 日= 円
	円× 人× 泊= 円	円× 人× 日= 円
生徒(中学)・児童・幼児	円× 人× 泊= 円	円× 人× 日= 円
	円× 人× 泊= 円	円× 人× 日= 円
指導者・引率者	円× 人× 泊= 円	円× 人× 日= 円
	円× 人× 泊= 円	円× 人× 日= 円
その他の者	円× 人× 泊= 円	円× 人× 日= 円
	円× 人× 泊= 円	円× 人× 日= 円
	宿泊分計 円	日帰り分計 円

※勤労青少年とは、勤労に従事している者で26歳未満の者をいう。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第10条第2項の規定に基づいて行う令和4年4月1日以降の使用料減免承認申請に係る改正後の様式第2号の規定は、公布の日から施行する。